

林維源の福建勸業銀行設立計画をめぐって

菅野正

一

一九〇五（清光緒三十一年、明治三十八）年、廈門の富豪林維源によって、福建勸業銀行設立が計画された。この事業は、林維源の死去によって結局挫折したが、一年有余の後、養嗣子林爾嘉によって普通銀行に改組し、福建信用銀行として設立された。そしてその計画の中で、日本にも出資の要請を仄めかした事から、日本もその対応を検討し始めた。

その設立計画の過程をたどり、背景をみるとするのが小論の目的である。

二

林維源、字は時甫、祖籍は福建龍溪、一八五七年、台湾

で開墾事業で産をなした父林国華の死去により、林本源号を継承した。林本源とは林一族の総家号であり、彼は林家の家長即ち主人となった。一八七七年以後、度々政府に献金し、清仏戦争に際して巨額の抛金をして、三品卿銜侯選道を賞給され、劉銘伝が台湾巡撫に就任すると、墾務兼国防大臣に推められ、さらに台湾国防事務を授けられた。日清戦争が始り、清国が破れて「台湾民主国」が成立した時、議院議長に推挙されながら辞退して就任しなかったが、日本籍に入るのを好まず、林爾嘉ら家族とともに廈門に移り住んだ。

側室に男子なく、一統の台湾の望族より養嗣子として林爾嘉を迎え、林景仁ほか三人の孫ができるが、後に妾腹に林祖寿、柏寿、松寿の男子ができた。夭折した兄林維讓に三人の孫があり、同じく夭折した弟林維濂の子に林彭寿、

鶴寿、嵩寿がおり、一九〇五年当時、林維源六十八歳、林爾嘉二十九歳、林彭寿、鶴寿、嵩寿は成年に達していたが、他はすべて幼年であつた。⁽³⁾

林本源の家産は一体幾何くなるのか見当もつかない位莫大なるものであつたという。田圃の価値は約六、七百万円以上とか、或いは千五六百万円ともいい、他に家屋、敷地、原野を有し、台北市近郊板橋にある邸宅は城廓にも等しい豪荘さで、林維源、林爾嘉らが廈門に移り住んでから、台湾の家産は、子の林祖寿、甥の林彭寿、鶴寿、嵩寿、孫の林景仁の名義になつていたが、林維源が一家の家長で、実権を握つており、台湾に支払う固定財産費を除いて、台湾での収入は、尽く廈門に輸送され、こういう点から、台湾総督府の処置が手ぬるいと憤る者もあつたという。

林本源の家産は数名の管事によつて管理され、その主席を総管事といい、名譽ある地位とされ、俸給は高くなかつたが、種々役得があつて、当時の総管事の陳少碩は勢力頗る大きく、林本源の総管事を勤る傍ら、自ら種々の事業を営んで巨万の富を築いたという。林維源は平生から、管事以下、書記、傭人等事務員の役得防止に注意したが、対岸の台湾の事情に通ぜず、完全には掌握できなかつた。⁽⁴⁾

林維源はその後一度も渡台することはなかつた。人となり、いわゆる保守主義、守旧主義、祖先伝来の家憲を守つて、革新の意識は乏しく、個人的には自ら朴儉につとめ、人と接して謙恭⁽⁵⁾、その資産と声望でもつて、南清第一の紳士たるの地位を得、「廈門地方ニ在テハ、高等官吏ト雖モ、一ツニ彼ノ鼻息ヲ窺ヒ以テ地方ノ方針ヲ定メ、且ツ該地方ノ經濟社会モ亦タ、常ニ彼レノ指導ニ依ラサルコトナシ」⁽⁶⁾即ち、「その声望は却つて総督、布政使を凌ぐものがあつた」⁽⁷⁾という。

養嗣子の林爾嘉、字は菽莊、多少文明の空氣に接し、且つ思慮に富む者とされてゐる。一九〇三年九月より台湾銀行監査役に就任してゐた。⁽⁸⁾

三

林維源によつて設立されんとした福建勸業銀行の計画が、誰の発議によつて、何時頃から、如何なる経緯をたどつて進行されたのか、よく分らないが、計画があるとの情報外部・世間に伝わるのは一九〇五年春頃である。日本当局者には、廈門領事上野專一が、四月十日、林維源の「内話」を報告してきたのが最初である。北京政府商部は、林に相

談ののち、資本金五百万円の銀行を厦門に創立せしめ、将来この銀行をして福建鉄道事業を興さしむる計画で、この程、林の意向を徴してきたので、林は自分が銀行の督弁となり、政府の資本を入れず、且つ銀行の業務に北京政府が多額の干渉をしない条件で、之を承諾し掌弁の方法を講ずべしと覆申した所、商部は林の提案に同意を与えたというものである。そしてその際、上野は、林が何となく上野の間接の援助を得たい希望があるように感じたという。林が日本に、資金援助を申出たい意向であるとの感触を得たというのである。そして上野は、この銀行の成立は、将来、日本の南清鉄道経営上に関係を及ぼすので、この機会に我が資本家を結託せしめ、将来の地歩を作るの措置を採るより、小村大臣の訓令を仰いだのである。

小村大臣は、まず、基本的に「我において之に参加することは得策なるべきも」としながら、突然のことであり、決定の判断をする材料として、銀行の性質、経営方法等、今少し詳細な事情を調査して、報告するよう訓令した。

これについて、上野は次の様な組織で成立する筈という調査結果を得た。

(一)銀行の性質は純然たる商工業銀行を目的とし、福建省の

鉱山及鉄道の経営に着手すること、(二)銀行は株式会社組織で、外国人の資本家の参加を妨げないが、資本総額の十分の四以上に達するを得ないこと、(三)銀行の資本金として先づ五百万円を募集すること、(四)厦門に本店を置き、香港、上海、天津に支店を設けること、銀行の理事者には外国人の専門家を採用すること、なお資本金五百万円のうち、百万円(場合によっては二百万円)を林自身が出資し、二百万円を林の友人の南洋華僑が引受けるとし、五十万乃至百万円を日本の確実な資本家にて引受けってくれる者があるか、内々に相談し置かれんこと、さらに本銀行の成立をみるまでは、極力秘密にしてほしいとの要請があったことであつた。

秘密にしてほしいとしたのは、日本に資金参加要請を内々に要請した点であり、銀行設立計画それ自体は一般にも報道され、『台湾日日新報』すらが五月上旬、北京來電として次のように記している。

福建省之清国商人、推戴林維源、以資金四五百萬兩設立一銀行、欲以防法人專占鐵路鉱山之事業

当時、福建省では、各国の勢力が入っていたが、とりわけ仏国人が前閩浙總督許應騫と密約した建寧、邵州三府の

鉱山採掘権が、この年一九〇五年、五年の契約期限がきれるに当り、福建紳商らは、折からの利権回収運動の風潮の中で、極力非継続運動を進めたが、仏国公使からの強い要請によって、さらに二年半の延長をなし、その他海底電線の架設設計等、着々と経営を進めていた。

一方、福建鉄道建設計画は、早く、一九世紀末から、日本により、断続しながら幾度か検討が進められてきたが、ついにこの一九〇五年には、清国自身による建設が計画され、福建省の実力者、林維源の親戚筋に当るといふ陳宝琛が鐵路總弁に就任し、それが具体化されんとしていた。

『中外日報』も五月十六日付に「福建省ノ銀行設立計画」として「商部ハ福建省ノ実業ヲ振興セントシ、特ニ王委員ヲ厦門ニ派遣シ、林維源ノ福建銀行設立ニ付商議セシメタリシガ、既ニ商議ヲ了ヘ章程二十余条ヲ定メタリ、其内容如何ハ未タ悉シク聞知セズト雖モ、大要ハ支那人ノ株主ヲ主トシ、外国人所有ノ株ハ十分ノ三ヲ逾ユルヲ得サルコトトシ、一株一百兩、総數五万株即資本金總額五百万兩ニテ、其内一百五十万兩ハ林氏自ラ之ヲ引受ケタリト云フ」と、数字の些細については異なる点もあるが、外務省関係の報告と大体において同じ報道をしている。

これは『大清德宗実録』にも、

商部奏、前太僕寺卿林維源、以商業起家、現擬承辦勸業銀行、不用官股、專招華商、約可集得資本銀四五百萬兩、請准派辦、並懇獎勵以資觀感、得旨、前太僕寺卿林維源、著賞加侍郎銜、著商部催令來京、督飭認真辦理

とあり、これに係る商部上奏も、『申報』等に報道されている。その大要は、

実業ヲ振興スルハ資本ヲ集ルニ在リ 銀行ヲ設クルヨリ良キハナシ 方今各国其農工商諸業ノ日ニ改良ヲ加ヘ益々發達スルハ資本ヲ勸業銀行ニ借ルニアリ 勸業銀行ハ実ニ諸業振興ノ基礎タリ 今ヤ清国ガ農工鐵道鉱山振興ヲ計ラサルベカラザルモノ一ニシテ足ラスト雖モ 資本欠乏利源日ニ枯レ殆ト手ヲ着クルニ由ナシ 今勸業銀行成立シ民間ノ資本ヲ収集スルヲ得バ 実業ニ裨益スルコト必ズヤ大ナラン 現ニ戸部ニ於テハ中央銀行ヲ設クト雖モ更ニ民資ニ依テ勸業銀行ヲ設立セバ 互ニ相助ケ兩者益ヲ受ケン 且ツ林氏ハ久シク厦門ニアリテ商情ニ精通シ 又支那商人ノ心服スル所ナレバ 四五百萬兩ノ資金ヲ募集スルハ難事ニアラズ 且彼ヲシテ責任ヲ以テ事ニ当ラシメバ必ズヤ著シキ効果アラシ 幸ニシテ裁可ヲ得

バ 林氏ニ通知上京セシメ 面会ノ上章程其他一切ノ事ヲ協議セントス 実ニ此種ノ銀行ヲ設立スルハ 政治上必要ノ事ニ属スルヲ以テ 林氏ニ民資ヲ集メテ同銀行ヲ開クヲ許サレンコトヲ請フ云々とある。⁽¹⁸⁾

結局しかし、林維源は老令、病氣のこともあり上京せず、前記王委員即ち商部参議王清穆を六月中旬入閣させて商議させることになった。さらに、福建の路鉱農工商務、樟腦等を専管せしむる福建商務大臣を实授しようとした。⁽¹⁹⁾

この間の『台湾日日新報』の、福建勸業銀行設立計画についての解説をみてみよう。

林維源が侍郎銜の官に任ぜられ、ついで福建通商大臣に任ぜられるとの説がおこつたのも、北京政府が、所謂、国権挽回、民利開拓を实行せんがためであること。積年の懸案でありながら、容易に実現しない福建鉄道建設より、勸業銀行設立がより実現性のあるものとして期待されていること。林維源自身が痰喘の病重く、商議のための上京ができず、代つて嗣子林爾嘉の上京も実現せず、王清穆との協議も進まないままに日を経、政府と林側との調整もままならず、具体的な計画の進捗がないうちに、林の福建商務大臣就任の説もとり消されたこと、等である。

しかし、早くもこの六月中旬の段階で、勸業銀行が果して成立するものか、すでに疑問視していたことは注目される。⁽²⁰⁾

四

一方、上野厦門領事は、予て林氏より内話のあつた日本より百万円を出資する点に関し、如何なる見込なのか、果して出資加入者があるなら、この際、林の心得までに通知しておくことが必要であると、日本の出資者を早く決めるよう督促してきた。併せて銀行成立の上は、銀行事業に経験のある日本人を採用せよと林維源に勧告したとも報告してきた。上野は早く出資者を決め、さらに経営参加するよう積極的に進言した。⁽²¹⁾

勸業銀行設立は、本来、北京政府商部と林維源の間で検討されたもので、その過程で、林維源が日本に資金出資の要請を仄かしたことから、日本が如何なる方法でそれに対応するかを検討し始めた。

愛久沢直哉は、これに参入することは重大案件であるとみなした。

しかし、本件は台湾総督府の経営する源盛銀行その他の

事業とも関連する上、とくに源盛銀行とは同じ目的をもつので、むしろ台湾総督府が直接監督して調和すべし、と上申し⁽²²⁾た。

愛久沢は、台湾総督府の囑託で、後藤新平の腹心であり、総督府がつくった「三五公司」の社長として、一連の「対岸経営」を進め、福建省樟脳開発の専売権を取得し、源盛銀行をおこし、また潮汕鉄道建設を手がけていた。⁽²³⁾

源盛銀行は潮汕鉄道の付属機関として、為替・倉庫の業務を営むため一九〇四年初頭に設立され、香港の有力者、呉理卿に主としてこれを管理させ、一九〇五年には年次一割の配当をなし、業務は漸次盛大に赴きつつあったという。⁽²⁴⁾

一方外務省は、この銀行設立に伴う全般について、台湾総督府後藤長官に問合せた所、⁽²⁵⁾その返電は、林維源側と直接の交渉は未だなしとした上で後藤長官は「彼の議未だ熟せざるに依り、余り我より進んで特懸くるは得策にあらずと信ず」とあった。⁽²⁶⁾同日、長官は大蔵省に対して、総督府の希望を詳細にのべた。

(一)該銀行についての林維源の意志が甚だ曖昧で、彼が資産の大部を投ずるかどうか大いに疑問であり、その銀行が成立するか否か未定である今日、我より進んで特懸けるのは

却て彼の乗ずる所となり得策でない、(二)林の意志が定まり、銀行の成立が確実となっても、林は支那政府の横暴な干渉を予防する為、一方では英国人の資本を加える計画をなしており、彼は極めて老獪で権謀に富み、席上の交渉は誠に円滑であるが、自家の利害については名分を省みず、我儘な野心を有する人物である。今これに百万円即ち総資本の五分の一を投じ、権利の幾分かを我に取り置こうとするのは、余程考え物である。従来の実験上、支那人との共同事業は絶えず紛擾を起し、効果をみることに極めて遅々としてきた、此の点は予めその覚悟を要すること、(三)故に、政府においてこの際百万円を福建銀行に援助する余地あるなら、寧ろ之を台湾銀行に振向け、充分な指揮監督の下に、台銀をして南清地方の業務を拡張せしめる方が却って効果あると思われる、(四)当府の希望としては、政府において更に一步を進め、少くも資本の半額以上を引受け、此銀行の全権を我手に収める計画をたて、台湾銀行と相待たしめて、南清は勿論、南洋に手を延ばす端緒とすることが最も得策であると信ず、(五)本件の名義人については、当府は格別な意見はないが、従来同地方に全く関係のない人を用いるよりは、厦門若しは福州の三井洋行(物産)店員又は愛久沢

にするのが将来の便宜あると思考す等である。⁽²⁸⁾むしろ、資本参加については消極的な慎重論であるが、参加するならもっと徹底した方策が得策とした。

大蔵省も、七月上旬で未だ態度を決断しかねていたが、阪谷芳郎大蔵次官「一個の考」は左のように後藤長官に示された。

- 一、福建銀行が福建における中央銀行たるの資格を有して成立する時は、日本政府は当方面に対する日本勢力の維持および拡張の必要上、同銀行の設立と管理とに付、充分干渉し得るの地位を作ることを必要とする、本件の処理は、外務省か台湾総督府のいづれか一方にすること
- 一、同銀行に日本政府が関係するについては、同銀行の性質並に特権に少くとも左の如くを要す (一) 資本金五百万円とし、創立は日本人及中国人のみを以て組織すること、(二) 日本人を主たる管理者に加へること (三) 福建の中央銀行として紙幣発行権を有し、官金の出納を取扱うこと (四) 従来紙幣発行をしている銀行は漸次その発行を廃止せしめ、今後他の銀行の紙幣発行を許さないこと (五) 福建の官憲において紙幣の発行をしないこと (六) 特殊の租税その他負担を該銀行に課せないこと (七) 福建省にお

いて必要とする公債については、福建銀行はまず以てその協議に与ること (八) 台湾銀行と融和連絡を保つこと

- 一、福建銀行の資本に日本人が加入する方法は凡そ左の通り (一) 加入金額は百万円とする (二) この株は有力者又は有力銀行をして一手に引受けしめ、漸次望人に譲渡すること (三) 少くとも、年一割以上配当の計算がなければ、株主たる望人を勧誘しないこと (四) 日本政府が自ら株主たらんとするについては、帝國議会の協賛を要す

として、日本政府が関与するならば、種々の特権を得て全権を得る積極的な方針が得策である旨を開陳し、「追テ滿州問題ノ結局ト鍵鍵シテ種々ノ交換問題ヲ生スヘキニ付、本銀行ノ問題モナルベク帝國ガ、福建省ニ於テ優越セル利權ヲ確實ニ扶植スルノ考エヲ以テ、速ニ歩ヲ進メ置クコト肝要ナリ」と追伸している。⁽²⁹⁾

愛久沢は、大蔵大臣も大蔵次官も本件の成立を望む賛成論者であるとの解釈と、外務省も、南清事業を追々膨張するため、今少し直接に関係することを得策として、この解釈を伝え、日本政府が積極的になつていっていると伝え、政府と協議するため後藤長官に上京するよう伝えて、⁽³⁰⁾

上野領事も後藤長官への報告の中で、愛久沢が銀行の件

は、外務省・大蔵省と協議の上、資金ができる見込みが
いた、帰任するまで外人を妨げて何事も成立させぬ様、工
夫ありたしと申し越してきたことを言つて、愛久沢が後藤
長官に積極的に推進するよう進言したことを窺わせる。

こういう情報が行き交う中で、桂外務大臣は七月十日、
改めて北京内田公使、厦門上野領事に、同銀行の性質、清
国政府或いは福建官憲と林維源との関係について調査、報
告するよう求めた。とくに上野には、先に後藤長官がのべ
ている林維源への不信任感、成立の可能性等について調査、
報告を訓令した。

これに対する上野の返電は、該銀行はもともと商部と林
との相談により成り、初めより福建官憲と何ら直接の関係
はなく、政府認可の下にできる株式組織で、清国要港に支
店を設け、南洋各地との関係をつけ、福建省における商工
業の発達を謀り、兼て政府より紙幣発行の特権を与えられ
る筈といい、さらに、林が権謀に富み、自己の利害にその
心力を費やすのは林の本領で世人も認める所であるが、今
回の銀行事業は林一人の占有に非ず、政府監督の下に組
織される株式会社であり、林独り我利を働くの余地はない
という。今回の件は林一己の発意でなく、むしろ福建有志

者の勧誘に成るものと認められるとする。ただ、王清穆が、
清国人自弁の方法により、外資を入れない方が得策である
と勧告したが、林はこれに同意しなかったという。当初、
当地英国テイト商会が出資加入を申込んだとは、林の語つ
た所であるが、同商会が多額の資本を投ずることができ
かは甚だ疑問としている。しかし、上野自身、銀行が果し
て成立するかどうかは、今の段階では不明であると判断し
ている。しかし、成立するものであれば、とに角我国が関
係をつけておくことは、将来の為得策であろうと結んでい
る。

内田公使の報告は、北京政府商部においては、潮汕鉄道
事件以来、日本の行動に疑懼の念を抱いているような形迹
があるとしている。

事件とは同年一月菴府で、愛久沢が進めていた潮汕鉄道
建設の際鉄路敷地買収をめぐる、これに反対する住民と
確執があり、六名の死傷者を出した事件をさしている。

そして、ここに出てくる英国商会の出資加入の点につい
ては、かなり早い段階の七月五日発刊の『東洋経済新報』
にも、資本金五百萬元のうち、三百万を林氏自身がこれ
を引受け、五十萬元宛を太古洋行（バターフィールド）と

徳記洋行（テイト）にて出資し、残金百万元は一般株主を募ることなり居れりという、一般にも伝えられ、知れていたことである。

五

ところが、こうして情報が飛び交うだけで、林維源の病氣のため計画の実行が一向に進捗しないうち、七月十八日、その林は死去した。

林の病死は、とにかく計画の進行に一大障害になったことは確かで、どう進展するか全く予知できない状況となり、あとは養嗣子林爾嘉が如何に継承、処理するかにかかってきた。

北京政府商部も、銀行は中止を免れず、と深く事態を憂慮している、と報じられている。

しかし、一方で、林維源の死去は、この銀行設立等の事業を含めての経営方針にとって、「林家の刷新を促かせるもの」とか「同家の面目は今後大いに改めらるる所あるべし」とも観測されている。

王参議は、林爾嘉に、この事業を継承すべく、林爾嘉に即日上海に電請した。北京政府商部も林爾

嘉をして推進させるべく働きかけた。

これより先、林維源はその死去の直前、厦門商会総理の選挙に際して、三十六票中、林が三十一票を得て当選したが、高齡、病氣を理由に辞退したので、商会では名譽総理にしようとしていた。ところが、林の死後、後任に選ばれた葉清池は、資産家であるが、純然たる商人で、総理の任にかけるというので、改めて林爾嘉を選んだ。これは林維源存命中の関係から、王清穆の勧誘により、商部の内意に出たものと、上野領事は見ている。

こうして銀行設立計画は林爾嘉が継承するかどうかが焦点となってきた。しかし、引受けるかどうか、実現するかどうか八月の段階では全く予測できない状況であった。

祝辰己総督府財務局長は林維源死去前後の林本源の事情等について次のように言っている。福建銀行設立については、林維源は余り気が進まない様子であったが、北京政府の勧誘と、林本源の総管事陳少碩が、台湾において事業に失敗したため失った財産の埋合せをする都合のよい手掛りとして林維源に推めその支配人たらんとしたものである。又、林維源の死後、林爾嘉は、林家の年長者である第三房の林彭寿や、林維源の相続者である林祖寿、柏寿、松寿よ

りも、林家の家長なるべき林爾嘉が、銀行を完成し、その功によって清国政府より官爵を貰ひ、益々勢力を張らんとする野心があつて、林維源死後、家政整理、財産処分のような急務を捨てて専ら銀行設立に奔走し、当時、厦門在住の林彭寿、鶴寿にも同意を求めつつある模様だという。又、陳少碩はかねて林彭寿、鶴寿、嵩寿の三兄弟に容れられず、林維源死後の今日、将来台湾における総管事の地位を保つことと、前述の野心があるため、年少気鋭の林爾嘉を使喚して、自己の目的を達せんとしつつありと、従つて、銀行設立の事は、維源存命の日よりは、容易に成るかも知れず、としている。さらに、林彭寿、鶴寿は銀行設立は危険だと余り気進まず、嵩寿も絶対不同意の由とか、陳少碩は、銀行の業務には米英人を使用する見込みで、日本人には任せ難いといったとか、日本政府自体はこの銀行の設立を必要とする理由なしとみられている等を伝えている。⁽⁴⁹⁾

これによれば、林爾嘉自身、銀行設立計画を実現すべく、一族を廻つて同意を得るため奔走したようである。この間、計画が進捗したのか、中断状況になつていたのか、或いは立消えになつたのか、よく分らないが、十一月上旬になつて林爾嘉が上野領事を訪問した際の「内話」がある。

それによれば、北京政府より、時々、林維源の計画の事業を継続する方法について、種々勧告をうけているが、自分はその任に堪え難いとの口実で再三辞退している。しかし、政府側からの「林と引見の上、諸事相談したい故、速やかに上京せよ」との電命に接したので、上京する予定だと、そして、自分は父の死去以来、家事上種々繁忙の身柄なので、銀行経営のような大事業に一身を委すことは甚だ難事であるが、とに角一応上京して、政府当局者と協議の上、決定の見込みだといったといふ。⁽⁵⁰⁾

こうして林爾嘉は十一月十三日、厦門を發し上海を経て北京に向かった。そしてこの上京の際、銀行の話とは別に、龍巖地方における鉱山開発事業の特許をも諾得せんとする野心あるものの如く察せらるると上野はみている。⁽⁵¹⁾

林維源死去直後からおこつた家産整理に関しては、林が死去すると、林彭寿が最年長で従つて後見人となつた関係上、自然実権が第三房に移り、財産の分産説をとる第一房、第二房と対立して、台湾銀行頭取柳生一義、台北庁長佐藤友熊、弁護士生沼永保らが立会人となつて、三十九年十二月和解、合約するまで、紛争が続いた。⁽⁵²⁾

こうして林爾嘉は上京し、北京政府商部や日本公使とも

会见し、協議したようである。しかし、そこでどのような協議がなされ、どのように計画を進行させることが決定されたのか、分らない。一九〇六年になってから、どう進行了たのかも、一般新聞、雑誌にも殆んど報道記事が載らなくなる。

六

勸業銀行設立計画は立ち消えになり、同銀行は結局、設立されないで終ったと見られた。

ところが、一九〇六年八月三十日『台湾日日新報』に「福建勸業銀行開設 福建勸業銀行は資本金五百万円にて開設されたり經理者は林爾嘉氏なり」と大きな活字で報道された。

さらに、一九〇六年十月発行の『東亜同文会報告』第八三回にも「厦門の勸業銀行」と題する次のような記事が掲載された。

故林維源ハ商部ト協議シ、福建ニ勸業銀行ヲ設立セント
計画中、不幸病死シタルガ、其子林爾嘉ハ前ニ亡父ノ志
ヲ継イデ経営セントシ、商部モ大ニ奨励スル所アリタリ、
爾後林爾嘉ハ熱心ニ株ヲ募集シ今ヤ五百万円ニ達セリ、

依ッテ日前商部ニ万寿節（陽曆八月十五日）ヲ期シテ厦門ニ同銀行ヲ設立シ、上海、天津等ニ支店ヲ置カント
ヲ稟請シテ許可ヲ得、厦門ノ銀行ハ既ニ開業シタリ、支店モ亦遠カラズ開業スベシ、世人ハ始メ林維源ノ死去ト
共ニ勸業銀行設立モ中止セラル、ナラント思ヒ居リシニ、
其子タル爾嘉ガ亡父ノ遺志ヲ体シテ此業ヲ終ヘタルハ洵
ニ美事ト云フヘシ（同文滙報）
と。福建勸業銀行が、林爾嘉によって、一年有余の後に、計画通りに完全に実現されたというのである。

しかしながら、同報告が出所としてあげる『同文滙報』をみても、この記事に該当する記載は見当たらない。

ただ同紙八月二十一日に
銀行開辦（厦門）商部責成林菽莊京卿辦銀行、前經租定
太史巷彩票公司洋樓旧址、京卿赴台籌款、已於六月回厦、
部署一切定期二十六日（八月十五日）開辦、名曰信用銀行

とあるのと、九月四日に
勸業銀行將設分行、厦門函云、故林侍郎維源之公子所承
辦之勸業銀行、已於月前設立集資本、不久尚擬於上海香
港天津各処設立分行云

とあるのみである。結局、東亜同文会報告の記事は「銀行開設（厦門）」「勸業銀行支店開設」の二つの記事を一つに併せて前記の報告記事にしたものであろう。

この時、厦門に信用銀行が設立されたについては、『申報』八月二十二日にも

商業銀行已開辦、厦門、商会総理林爾嘉觀察前日往台籌辦商業銀行、刻下招股、各事業已就緒、總行設在太史巷、定名曰信用銀行、已於六月念六日（八月十五日）開辦とある。

林爾嘉によって厦門に信用銀行と名づけた一つの商業銀行が、この八月設立されたのは事実である。台湾へ渡って一族らの協力をも得て、五百万円を集めた模様である。

結局この商業銀行の設立については、八月十九日付厦門帝國領事館報告「厦門ニ於ケル清国信用銀行設立」が語っているのが真実であろう。

「当銀行ノ資本金ハ五百万弗ニシテ本年八月十五日ニ開辦セリ」に始まり、以下次の如くである。当厦門の富豪林維源は曩に北京政府の勧誘に依り、福建省の産業発達に資するため、資本金五万弗の福建勸業銀行を設立せんとしたが、政府が同資本の幾分かを受け持とうと計画したので、林維

源は政府の制肘を蒙るのを喜ばず、外国人の出資を企図したが、この意見は政府の容れる所とならずして協議まともならないうちに林維源が死去したため、該銀行設立は大いに遷延したが、今回、林爾嘉は、勸業銀行の性質を変え普通業務を営む信用銀行なるものを厦門太子巷に開設し、当国万寿節（陽曆八月十五日）を以て開行することを広告した。金庫等様々の準備を必要とするので実際の営業開始は今より三週間ほどのちという。該銀行は曩の勸業銀行と同じく資本金五百万弗で、地方における主なる株主は林一家を始め、フィリピン貿易業の有力者、船舶業者タイト商会（徳記洋行）の買弁孚記、南洋で成功している富豪葉清池等で、該銀行の業務は貸金、預金、為替売買、銀券発行等で、本店を厦門に置き、支店を北京、上海、漢口、福州、香港、広東及南洋各地、その他必要の地に置く計画であるが、差し当りは上海及香港に設置する等である。同銀行の事務処辦法は制を日本にとるつもりのもので、行員はみな不慣れなため、総裁林爾嘉は日本の銀行員の雇傭を目下交渉中で、なお第三房の林鶴寿を日本に派遣し、銀行業務及銀券発行に関し調査せしめ、その帰国をまつて行務の整理に当らしめる筈という。

尚当地方には多くの錢莊即ち旧式の金融機関があるが、その資本金は少額で、到底大資本の需要に応ずるだけの準備がなく、稍資本の大きな山西銀行があるが、その業務は普通銀行と異なるため、事業家が大資本を要する場合には、勢ひ資本家より之を借出すの外ないが、今回の信用銀行設立は商業界に利益する所大なるのみならず、当地産業発達に資する所も少くないであろう。又その主なる株主の顔振れをみても、新設銀行は南洋方面へも大いに業務を發展させる方針と窺われ、同地方に対する為替業は勿論、華僑や多数出稼民の貯金吸収にも至るであろうと見通している。最後に、ただ資金運転に関しては、銀行重役は頗る苦心經營中なりと結んでいる。

この厦門信用銀行開設の準備については、部外にその準備状況が報じられないまま進められたようで、八月設立の時になって公告された。同年の二月・三月頃より調査が各地で始められ、八月に外務大臣に報告された「管内状況取調の件」の中の厦門の場合も「当厦門ニハ銀行ト名ツクルモノハ、海関銀行、地方銀行、山西銀行ノ三種ナリ」とあり、この信用銀行には一切言及されていない。

そして、一九〇六年九月十四日『台湾日日新報』は、信

用銀行開設の内情を次のように報じている。

予て設立の計画ありし福建勸業銀行は、今回信用銀行の名を以て清曆六月二十六日（陽曆八月十五日）厦門台湾銀行裏手なる旧彩票公司内に於て開業式を挙げたり、然れども未だ一般株式募集の挙ありしを聞かず、又政府引受株の五十万株及総辦林爾嘉氏の確定引受株の百万株も払込なく、帳簿・計表・什器等の設備も整わず、開業せりといふも只名のみなり、是れより追々に創業の準備に取掛るものなるべく、初め文明国大銀行の組織を参酌して、堂々たる大規模の模範的銀行を設立する計画なりと伝へられしに、現在の有様を見れば、到底当初予期せる如き銀行の成ること覚束なく、又實際銀行を開始するには、少なくとも向う一ケ年の日子を要すべし、聞く所によれば、今回設備なくして開業したるは、中央政府との契約上爾かせざるべからざる事情あるが為めなりと云へり、而して現在の経費は漢口の某紳商も一部を負担することとなれりとの説あり（以上厦門通信員本月十日発）

〔支那研究叢書第八卷「支那の金融」（一九一八年十月）二五一頁の厦門の錢莊の項に、九行の金融機関の一覽表を掲げる最初に、店名―信用銀行、国籍―支那、資本主

―株式組織・大株主は林本源、資本額一四〇万円、為替取引地―上海・香港・台北・福州、としてのせてある）

七

以上が、林維源が計画した福建勸業銀行が、その存命中には実現せず、死後一年有余を経て、養嗣子の林爾嘉によって、名を福建信用銀行と変えて、設立された経緯である。

林維源にとつて、最後の大事業であつたが、勸業銀行は何故成立しなかつたのか。設立計画準備中に林が死去したことが、最大の要因であるが、何故存命中に見通しが立つ所まで準備できなかったのか。

銀行設立計画は、日露戦争中からの、民族意識高揚の中で、即ち所謂利権回収運動の中で、恐らく北京政府商部からの要請、働きかけで始まつたと思われる。これが推進のため、商部参議王清穆の入閣は異例のこととされている。⁽⁴⁸⁾

林に侍郎銜を加賞し、福建通商大臣に任命せんとまでした。林維源の死後、嗣子の林爾嘉が厦門商會総理になつたのも商部の内意によるものといわれ、商部は林爾嘉をして勸業銀行計画を継承させようと、何度も督促した。

林維源にしてみれば、銀行が商工業振興の基幹であるこ

とは認めつつも、近代企業の設立の熱意あるいは意識は薄かつたのではなからうか。ましてや政府の干渉をうけてまでも是非設立すべきかの打算もあつたろう。当時最も重要な基幹産業の一つであつた鉄道建設事業について、福建省でも十九世紀末頃から日本が計画し、一九〇二年、林維源に資金要請をした時も、「到底如是新事業ニ手ヲ出ス意思モ無之」旨を答え、鉄道建設事業は林にとつては「不確実ノ事業」であつた。⁽⁴⁹⁾ 福建鉄道の場合はその採算性への疑問もあつたが、不確実な新事業に融資するための勸業銀行の設立を、どれほど必要としたか、設立にあまり熱意がなかつたのではないだらうか。林は「性質頑固ニシテ本来新事業ヲ企図スルヲ好マズ」と見られていた。⁽⁵⁰⁾

台湾総督府が支援する厦門東亜書院には莫大な寄附をすることはあつても、日露戦争中にも日本側に醵金をしたというが、近代的な民族産業を振興する意識は稀薄で、伝来の田畑・山林を守り、家憲を守り続ける、この点では、保守主義者、守旧主義者であつたのだから。

この年、福建の実力者陳宝琛を総弁にしていよいよ福建鉄道会社が設立され、具体的な架線計画が始るが、これに関連しても、林維源の名は全然出てこない。

ただ銀行設立は構想しない訳でもなかった。ただその際、清朝政府の干渉は排除しなかった。まず林維源は、官金の入ることを拒んで、この点は、清朝政府も妥協して了解したらしいが、さらに林維源は、清朝政府の「横暴ナル干渉ヲ排除スルタメ、英国商人ノ出資」を構想した。実はこの点をめぐって、清朝政府は難色を示し、清朝商部と意見が分れて対立し、調整に時間を要したと思われる。「林本源本ト英国人ヲ雇ヒ入レ、其業務ヲ經理セシメ、清曆八月ニ開業ノ筈ナリシモ、清政府ハ英国人ノ雇ヒ入ル、ヲ許サス」とあるが、林本源側の資本金計五百万円の出資内訳構想では、「林本源三百万円、太古洋行、徳記洋行各五十万円、葉清池、黃秀煥、陳錦、蔡淺各二十五万円」とあくまで英国パターフィールド商会、テイト商会に各五十万円を出資させることを依然記している。⁽³⁾

名称を変更してひきつがれた福建信用銀行でも、英国テイト商会の買弁からの出資を認めている。林爾嘉としても、林維源の素志を引きついで、併せて清朝政府の干渉を排除したかったのであろうか。

日本との関係はどうであったか。もともと北京政府商部と林維源の間で設立の話がもち上り、英国商人からの出資

が不可能な場合、日本商人が資金を負担する用意があるかを打診する「内話」を、日本に援助を要請する感触とうけとつたことが、そもその発端であった。林維源から、正式な、或いは積極的な出資要請があつた訳ではなかつた。その内話が、日本に伝えられて、それにどう対応するか、資金参入するなら、その金額は、方法は、経営管理体制はと話が大きくなっていった。

日本、日本商人が資本参加するなら、それは日本勢力の維持、拡張のために得策であり、積極的に、直接的に関係して、十分に干渉し得る地位を保つことが肝要であると、外務省も、大蔵省も基本的には認識した。上野厦門領事はもっとも積極的に、参入を献言した。愛久沢も積極的であつた。両者はかつて福建樟腦開発の専売権獲得を手がけた。もし参入した場合には、事務処理に誰を当てるについては、愛久沢を推薦する台湾総督府と、彼を排除する外務省とでは意見が分れたが、しかし、もし日本国が参与するとすれば、英国を排除して、日中のみの合弁で行うこと、日本人を主たる管理者にすること、日本は資金の半額以上を出資して、その全権を手に入れること等、大蔵次官も、後藤台湾民政長官も、直接的に関与して、もっと徹底したものを

構想した。

しかし、積極的な徹底論をさえ構想した後藤長官は、その現状認識からむしろ慎重論であった。経営者としての林維源の人となり、合弁の可否等進んで持懸るは得策でないこと、余程考え物である旨を開陳した。百万円を出資する位なら、すでに、厦門支店や福州支店を開設した台湾銀行そのものに投資してそれを育成する方が得策であること、さらに総督府の対岸経営の一事業たる源盛銀行と競合することへの配慮もあった。

結局日本側は、この後藤長官の考えが軸となった。むしろ勸業銀行設立そのものが日本にとって余り有効なものではないこと、設置の必要もないものであったようで、日本は「この銀行の設立を必要とする理由なし」と中国側も見ている。いた。

銀行事業でいえば、その年一九〇五年、中央銀行として戸部銀行が正式に設立され、その発展の中、その成行に注目する必要もあったろう。

そして結局は、林維源の死去の前後を通して、資本参加の正式要請はついにないまま、日本としてはその場合の腹案を用意しながらも、それを持ち出す機会もないままに終つ

たのである。そして型をかえた福建信用銀行設立の場合でも、出資者に、英国テイト商会の買弁の名はあっても、日本の名はついに上らず仕舞であった。

八

もともと林維源の意識の中に、日本の資本参加の構想はなかったであろう。日本へ要請の「内話」も、英国商会から資金が得られない場合、引受けてもらいたいという、いわば仮定の話ではなかったのか、これに如何に対応すべきかで、外務省に督促した結果、話が大きくなったのである。林維源側は、英国、米国の商人に依頼する意図はあっても、日本に依倚する心算はなかったのではないか、林本源の総管事の陳少碩も、銀行の件は、英国人に委すべきで、日本人に委すべきでないと言っていたという。

むしろ当時逆に、中国側には、さまざまの分野での日本の進出をむしろ警戒する雰囲気全般が強かったのではないかつたらうか。

過ぐる義和団事変時の、本願寺焼失後の厦門軍事占領によって生じた悪感情は依然根強く残っていたというし、一九〇四年、福建紳商が仏国商会の鉞山開発権を回収しよう

とした時、「其実日本人が将来福建地方ニテ計画セントスル総テノ事業ヲモ拒絶セント欲スル事勿論ナリ」と報告されて⁽⁵⁶⁾いる。この一九〇五年では、潮汕鉄道事件で評判を悪くし、さらに上野領事、愛久沢、台湾総督府の運動で獲得した福建樟脳開発専売権が、英国等の猛反発でその専売権が解消されようとしていた時であり、さらに、日露戦争後、日本が満州還付の代償として、福建省の割譲を要求したという風説が伝わり、この所謂割閩換遼要求に対して、これに反対する民族運動が組織されかけた時期である。⁽⁵⁶⁾そしてその状況の中で展開された利権回収運動の一貫として、この勸業銀行設立の一件があった。

中国側から、林本源側から、日本に資本参加、経営参加を呼びかける雰囲気ではなかったと思われる。陳宝琛が福建鉄道総弁となった時も、彼は、「従前親日派タリシガ今ヤ貌変シテ親仏党ノ主腦」となつて、鉄道測量技師も皆仏国人を用いて、日本人を排除したとい⁽⁵⁷⁾う。

林維源個人はどのような感情をもっていたのか。台湾民主国の議院議長の就任は辞退したが、日本籍に入るのを好まず、廈門に林爾嘉とともに移り住んだ。軍政時代、林本源の財産は没収された。一九〇〇年、後藤長官が、廈門に

林維源を訪れ、財産没収についての林の不满を解決し、その保護につとめ、それより両者は「相許す」間柄となったとい⁽⁵⁸⁾う。そしてその年の台湾銀行廈門支店開設に当つて、林維源は「相当の援助」を与え、また林爾嘉は台湾銀行の重役に就任した。その後、林維源は新式学堂の設立にも多額の寄附を行い、日露戦争にも多大の献金をしたとい⁽⁵⁹⁾う経緯はあったが。

台湾銀行重役であつた嗣子林爾嘉は、父の死後勸業銀行設立については、商部からの督促もあり、何とか父の意志を継承、実現させようと努力したが、総管事の陳少碩が支持するのみで、一族の林彭寿、鶴寿、嵩寿からは反対され、商部と一族の板ばさみになり、さらに父死後の家産整理の紛争が加り、殆んど銀行設立の意図をなくしたようだが、年末に上京、商部と協議の上、一九〇六年八月に名称を福建信用銀行とし、商業銀行として設立にこぎつけた。そして、勸業銀行計画の際、清国政府が難色を示した英国商会の参入については、信用銀行設立の際も、当時の構想と同じく、テイト商会（徳記洋行）の買弁が参入しており、この点は父の素志を貫いている型にはなつて⁽⁶⁰⁾いる。万寿節に合せて開設したのは、せめてもの清朝政府への配慮であつ

たのか。

清朝政府の官金、日本の資金を入れず、彼なりの民族資本家の立場を守ったのか。

この銀行設立事業は、新知識を学び、多少文明の空氣に接し、且つ思慮に富む者、と期待され、林維源とはやや世代も意識も異った三十才の林爾嘉にとって、新たな事業であったし、新たな出発点であった。

林爾嘉は廈門商会の総理でもあり、これより後、廈門、泉州等で、電燈、電話、製糖会社等の設立経営に加り、廈門實業界、福建經濟界に重きをなし、長男の林景仁を辛亥革命時、福建都督となった孫道仁の息女と婚約させ、福建の実力者の立場をかためた。今日の鼓波嶼島の、菽莊花園一帶は林爾嘉の豪壯な別荘の敷地であった。

〔注〕

- (1) 『中国近現代人名大辞典』一九八九年、四三七頁
- (2) 許世楷『日本統治下の台湾―抵抗と弾圧―』一九七二年五月 三十五頁
- (3) 『後藤新平文書』(マイクروفイルム版)「林本源家政整理願末」により作成(下段の系図参照)

林國華

(第一男) 林維讓 (夭折)

(第二男) 林維源

(第三男) 林維濂 (夭折)

(養嗣子) 林爾嘉

(妾腹) 林祖壽

林景仁
林崇禮
林鼎知
林履信

林松壽
林柏壽

林彭壽
林鶴壽
林嵩壽

(4) 『台湾日日新報』明治三十八年七月三十日、八月一日、二日「林本源家に就て」(一)(二)(三)

(5) 『福建通紀』「福建列伝」清八

(6) 『日本外交文書』第三十六卷第二冊第一〇一〇号文書、上野領事(帰朝中)「南清鉄道敷設権獲得並ニ之方施設上ニ関スル意見具申ノ件」(一九〇三年十月)

(7) 『後藤新平伝―台湾統治篇下』「対岸経営」一九四三年八月 一一〇頁

(8) 『台湾銀行四十年誌』一九三九年八月、二十二頁

- (9) 外務省外交史料館保管文書「厦門ニ於テ林維源銀行設立一件」上野專一在厦門領事より小村寿太郎外務大臣宛、明治三十八年四月十一日（以下、この場合『外務省文書』と略記し、明治三十八年も省略する）
- (10) 同右書 小村外相より上野領事宛、四月十三日
- (11) 同右書 上野領事より小村外相宛、四月二十一日
- (12) 『台湾日日新報』五月五日
- (13) 堀川哲男「辛亥革命前の利権回収運動」（『東洋史研究』第二十一巻第二号一九六二年九月）参照
- (14) 『東亜同文会報告』第八四回（明治三十九年十一月二十六日）（『時報』福建省ニ於ケル仏人ノ活動）
- (15) 『支那經濟全書』第五輯第六節福建鐵道、日本ト福建（並ニ仏國ノ經營）三四七頁
- (16) 『中外日報』五月十二日（『清國時報』第五号）
- (17) 『大清德宗實錄』光緒三十一年四月甲子（五月二十五日）
『光緒朝東華錄』同条に、「賞承辦京師勸業銀行前太僕寺卿林維源侍郎銜」とある。
- (18) 『申報』六月五日（大意の訳は『清國時報』第六号）
- (19) 『台湾日日新報』五月二十六日
- (20) 同右紙、六月十六日
- (21) 『外務省文書』上野領事より小村外相宛、七月一日
- (22) 『後藤新平文書』（マイクロフィルム版）「福建銀行関係書」
愛久沢直哉より後藤民政長官宛七月五日（以下この場合『後藤文書』と略記する）
- (23) 前掲『後藤新平伝』「三五公司」一七四～一八四頁
- (24) 『日本外交文書』第三十七巻第二冊第七八八号文書潮汕鐵道及附帯銀行ニ我方ヨリ資金支出等ニ関スル件附屬書五（源盛銀行認股合同）愛久沢より児玉台湾總督宛
- (25) 『後藤文書』「三五公司作業報告」明治三十九年十二月～四十一年五月
- (26) 同右書、珍田外務次官より民政長官宛、七月五日
- (27) 同右書、民政長官より外務次官宛、七月六日
- (28) 同右書、民政長官より大藏次官宛、七月六日
- (29) 同右書、阪谷大藏次官より後藤民政長官宛、七月八日
- (30) 同右書、愛久沢より民政長官宛、七月七日
- (31) 同右書、上野領事より後藤長官宛、七月九日
- (32) 『外務省文書』桂大臣より内田公使、上野領事宛、七月十日
- (33) 同右書、上野領事より桂大臣宛、七月十三日
- (34) 同右書、内田公使より桂大臣宛、七月二十日
- (35) 事件及び鐵道建設については、中村孝志「台湾總督府の華南鐵道工作―潮汕鐵道をめぐって―」（『南方文化』第十四輯、一九八七年十一月）参照
- (36) 『東洋經濟新報』第三四五号（七月五日発行）
- (37) 『同文滙報』七月二十一日
- (38) 『台湾日日新報』八月二日
- (39) 『申報』八月九日
- (40) 『同文滙報』七月十八日
- (41) 『外務省文書』上野領事より桂大臣、八月十七日
- (42) 同右書、祝財務局長より後藤長官宛「福建銀行ノ件」とあ

るが、日付がない。林本源の家産整理に与つた生沼永保弁護士の来談によるとある。

- (43) 同右書、上野領事より桂大臣宛、十一月八日
- (44) 同右書、上野領事より桂大臣宛、十一月十三日
- (45) 『後藤文書』『林本源家政整理願末』
- (46) 『東亞同文会報告』第八三回（一九〇六年十月二十六日発行）
- (47) 『通商彙纂』明治三十九年第五三号（九月八日発行）
- (48) 『外務省外交史料館保管文書』『各国事情關係雜纂』廈門管轄内状況取調ノ件、上野領事より林外相宛、明治三十九年八月十一日、これらはのち明治四十年十一月、外務省通商局『清国事情』第一、二輯として公刊された。
- (49) 『台湾日日新報』七月九日
- (50) 『日本外交文書』第三十六卷第二冊、第九八四号文書付属書上野領事「福建鉄道事業ニ林維源出資説ニ関スル件」（一九〇二年七月十六日）
- (51) 註（6）に同じ
- (52) 中村孝志「東亞書院と東文学堂―台湾總督府華南教育施設の濫觴―」『天理大学学報』第一二四輯、一九八〇年三月
- (53) 『外務省文書』『清政府ノ命ヲ受ケ林本源福建省ニ銀行ヲ創設スルノ件』この文書に銀行の大略四項と章程全二十六条を記しているが、日付がない。
- (54) 同右書、日付のない外務省用箋に「林維源銀行ニ関スル件」として第一案、第二案をあげるが略す。その中で「銀行ニ備聘セシムベキ日本人ハ……愛久沢又ハ同人手先ノ者ニアラサ

ルヲ要スルコト」とある。

- (55) 孔立『廈門史話』一九七九年九月、九七―一二一頁参照
- (56) 『東亞同文会報告』第六一回「福建の鉄道鉱山」（明治三十七年十二月二十五日）
- (57) 拙稿「義和団運動後の福建と日本」『奈良史学』第八号、一九九〇年十二月
- (58) 拙稿「一九〇五年、中国における対日ポイコット」上・下『東海大学文学部紀要』第二四、二五輯、一九七六年
- (59) 前掲『支那経済全書』第五輯（一九〇八年五月）三四七頁
- (60) 前掲『後藤新平伝』九四―一二七頁
- (61) 『廈門帝國領事館管内事情』（台湾總督府『南支那及南洋調査』第四九輯）一九二二年五月、八〇―九四頁
- (62) 外務省政務局『現代支那人名鑑』一九一六年十二月、二九五頁
- (63) 方豪「林叔莊先生小伝」（『台湾風物』第三十一卷第一期、一九八一年三月）参照。「先生……夙有大志、祝田宅如弊屣、……於地方実業、尤盡力提倡、創辦電燈電話公司……」とある。